

広報紙 VOL.46

# 水道だより

編集・発行  
昭島市水道部  
〒196-0025  
昭島市朝日町4-23-28  
TEL 042-543-6111  
FAX 042-543-6118  
令和2年10月



## 深層地下水100%のおいしい水道水 水道水を安定してお届けするために

### 水道施設の耐震化と応急給水体制の整備 ～災害時にも頼れる水道～

水道部では第二次昭島市水道事業基本計画で定めた「災害時にも頼れる水道」を目指して、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備など災害に備えた事前対策を計画的に進めています。

水道施設の耐震化では、水道管を新たに布設する際に耐震管を使用するとともに、老朽管の耐震管への布設替えを計画的に進めています。耐震管は、写真のようにクレーンで吊り上げてもしっかりと抜けにくい揺れに強く強靱な構造となっており、震災時の減災効果が期待されます。

また、水道管以外の配水場や配水池などの水道施設についても、老朽施設の更新や既存施設の耐震補強により耐震性能の向上を図っています。

令和元年度には中央配水場にある三つの配水池の耐震補強工事に着手し、今日までに一つが完了し、残る二つについても令和3年度末までに完了する予定です。



(クレーンで吊りあげても抜けない耐震管)



(配水池の中の様子)

水道施設の耐震化工事では何かとご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

災害対策では、応急給水体制の整備も重要です。水道施設が被災し、通常の給水が行えない場合に、皆様への影響を最小限にとどめるためには、業務継続と応急対応について事前に検討しておくことが必要です。

水道部では、東日本大震災や熊本地震等の地震災害や関東・東北豪雨などの風水害の被害事例等を踏まえた災害時対応計画の策定に着手し、水道施設が被災した場合に必要な資機材や人的資源の確保と業務継続の具体的な手順を取りまとめます。

皆様におかれましても、応急給水拠点の確認や飲料水の備蓄など万への備えをお願いいたします。

も 1 P 水道水を安定してお届けするために  
く 2 P 令和元年度決算のあらまし  
じ 3 P 震災時の給水拠点

3 P 水道あれこれ  
4 P 貯水槽水道の衛生管理について  
漏水調査を実施しています

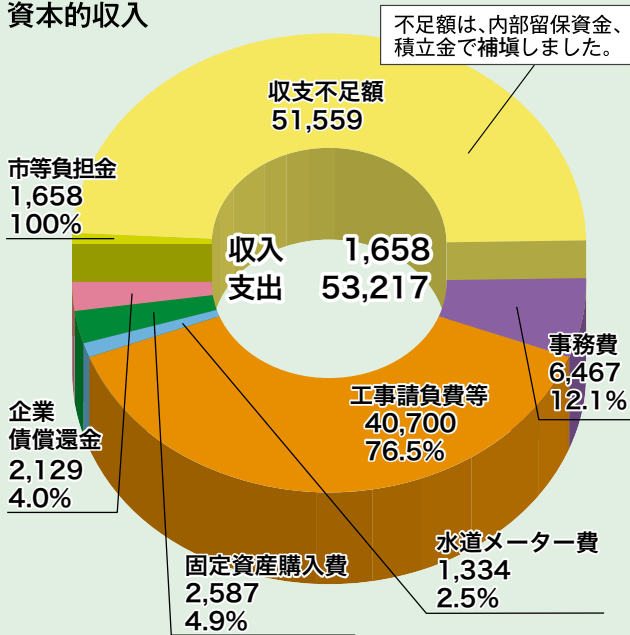
# 令和元年度決算のあらまし

おいしく安全な水道水の安定供給に努めるとともに、災害に強い水道施設の整備に取り組んでいます。

## 資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下した資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表の基となる会計

### 資本的収入



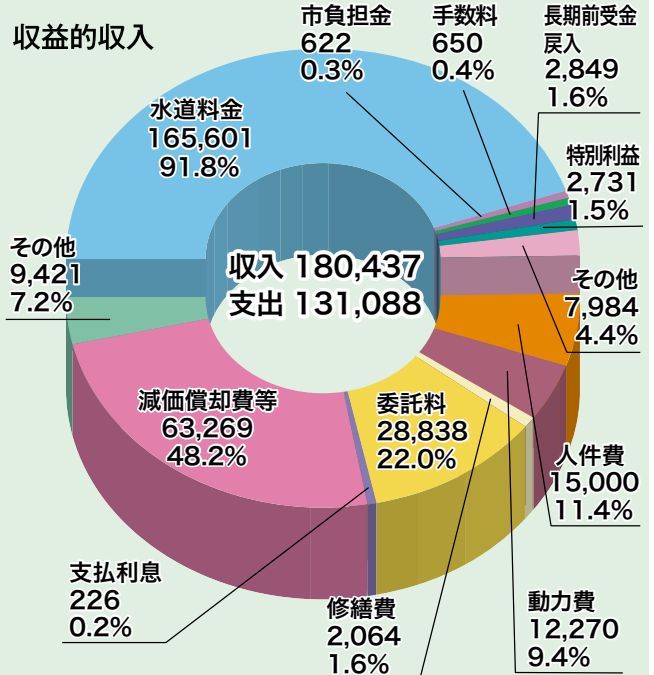
単位：万円（消費税抜き）

### 資本的支出

## 収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要した費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書の基となる会計

### 収益的収入



単位：万円（消費税抜き）

### 収益的支出

水道事業の会計は、複式簿記を採用しており、「資本的収支（資本勘定）」と「収益的収支（損益勘定）」の二本立てで予算を編成し、決算を行っています。

「資本的収支」は、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な将来への投資に関する取引を対象とし、当年度の投資額とその財源を表します。

令和元年度の資本的支出は、左上の図のとおり、管路網の整備・耐震化、水源井のしゅんせつ改修などに要した工事請負費等4億700万円のほか、過去の建設改良事業に充てた借入金の返済（企業債償還金）に2,129万円を支出し、その他の支出を加え総額で5億3,217万円を支出しました。また、その財源である資本的収入は、市等負担金1,658万円で、収支の不足額5億1,559万円は、新たな企業債の借入れをすることなく、自己資金で補填しました。このため、企業債残高は2,168万円（市民1人当たり191円）となり令和3年度には完済できる見込みです。

資本勘定の収支不足額を補填する自己資金には、次の「収益的収支」で説明する減価償却費等の損益勘定留保資金と純利益を積み立てた建設改良積立金が充てられますが、令和元年度決算では損益勘定留保資金の一部だけで補填することができました。

もう一つの「収益的収支」は、事業活動による収益と、収益を得るために必要な費用に関する取引を対象とするもので、収入と支出の差引額は、純利益又は純損失としてその年度の経営成績を表します。また、「資本的収支」に計上された建設改良費等の投資額とその財源となる負担金、補助金は、それぞれ法令に定められた年数に分割されて、次年度以降の「収益的収支」において、投資額は減価償却費（費用）として、負担金、補助金は長期前受金戻入（収益）として計上されます。

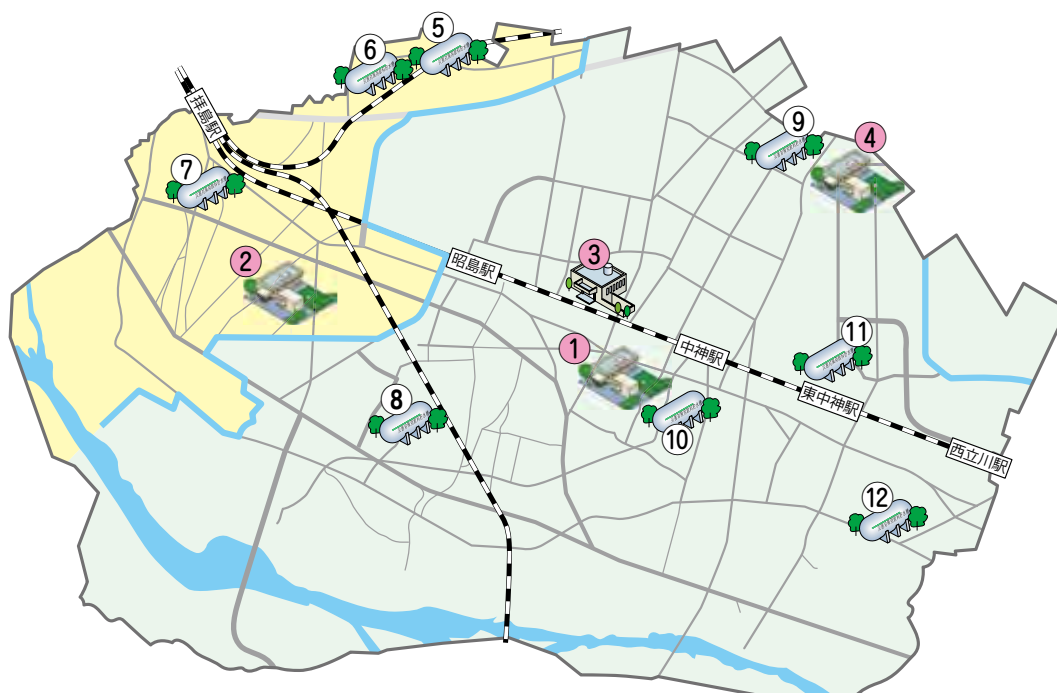
令和元年度は、右上の図のとおり収益的収入が18億437万円に対して収益的支出が13億1,088万円で、差引き4億9,349万円の純利益となりました。

前年度との比較では、収入は給水収益が3,184万円減少しましたが、退職給付引当金の繰戻額を特別利益に計上したため事業収益総額で424万円の減収にとどまりました。支出では、費用の支出抑制に努め事業費総額で1,433万円の減少となりました。この結果、純利益は1,009万円の増益となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給しています。いつまでも安定して水道水を供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、今後も節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 震災時の給水拠点 ～応急給水マップを確認しましょう～

昭島市では、地震などの災害による断水に備え、下図のとおり応急給水拠点を設けて直接給水を行う体制を整備しています。いざという時のために、自宅に一番近い応急給水拠点を確認しておきましょう。



| 配 水 場  |            |        |              |
|--------|------------|--------|--------------|
| ①東部配水場 | 朝日町4-23-28 | ③中央配水場 | つつじが丘3-1-20  |
| ②西部配水場 | 緑町2-17-16  | ④北部配水場 | もくせいの杜2-2-33 |

| 災害対策用飲料貯水タンク (40㎡) |         |           |         |
|--------------------|---------|-----------|---------|
| ⑤みほり広場内            | 美堀町3-2  | ⑨美ノ宮公園内   | 武蔵野2-4  |
| ⑥エコ・パーク内           | 美堀町3-16 | ⑩中神公園内    | 朝日町3-10 |
| ⑦拝島第三小学校内          | 松原町3-12 | ⑪富士見丘小学校内 | 福島町890  |
| ⑧上ノ台公園内            | 大神町2-4  | ⑫昭和公園内    | 東町5-11  |

※災害の規模や被害の状況によっては、給水拠点以外でも給水を行います。

※④北部配水場は、現時点では応急給水拠点として利用するために準備が必要であり、発災直後は利用できません。利用可能になりましたらお知らせしますのでご注意ください。

## 水道あれこれ

### ● 水道水に含まれる塩素の量 ●

家庭で使用される水道水は、法令で定められた衛生上の必要な措置として塩素消毒がなされています。このため、蛇口から出る水道水には1リットル当たり0.1mg以上の残留塩素が含まれていることになります。

1リットル当たり0.1mgの濃度とはどのようなものでしょうか。具体的には、お湯がたまった一般的なお風呂に小さじ一杯のさらに30分の1の量の薬品を加えた量になります。

残留塩素は、水道水を安全に保つために必要不可欠なものです。反面、濃度が高いと臭いでおいしさを損なうこともあります。

水道部では、市民の皆様安全で美味しい水道水をお届けできるよう、市内各所の残留塩素濃度を監視し、適切な濃度の保持に努めています。



## 貯水槽水道の衛生管理について

ご家庭の水道設備（配水管の分岐部分から蛇口まで）は、その建物所有者の財産であり、維持管理も所有者に行っていただく必要があります。

特に、ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク（受水槽）に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。受水タンクの有効容量が10 $\text{m}^3$ を超えるものは水道法により、10 $\text{m}^3$ 以下で5 $\text{m}^3$ を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の所有者は次のような管理を行うよう努めてください。

### 【受水タンクの清掃】

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

### 【受水タンクの点検】

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1ヵ月に1回は施設の点検を行いましょう。

### 【水質検査の実施】

- (1) 毎日行う検査  
水の色・濁り・におい・味のチェック
- (2) 週1回行う検査  
残留塩素の測定
- (3) 年1回行う検査（専門の水質検査機関で行う）  
理化学検査、細菌検査

### 【お問い合わせ先】

※受水タンクの有効容量によって異なります。

〈受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ を超える場合〉

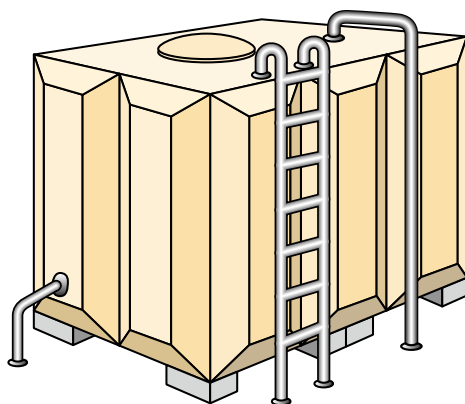
東京都多摩立川保健所

生活環境安全課環境衛生第一担当

（立川市羽衣町2-63） ☎042-524-5171

〈受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ 以下の場合〉

昭島市水道部工務課給水係 ☎042-543-6111



## 漏水調査を実施しています～深層地下水100%のおいしい水を守ります～

地下水 100%のおいしい水を無駄なくご利用いただけるよう、来年3月中旬まで市内全域で漏水調査を実施しています。

地面の中での漏水は、発見が難しく、貴重な水資源を無駄にしてしまうだけでなく、二次災害を招くおそれさえあります。

調査の方法は、漏水していると発生する「水音」を専用機器で探して漏水箇所を特定します。このため、敷地内へ立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査は水道部が委託した調査員（腕章着用、身分証明書携帯）が行い、お客様に調査費用を請求することはありません。

お問い合わせは、工務課工務係へ  
☎042-543-6111

